

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 一

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 一

○証紙規則の一部を改正する規則 (会計課) 二

訓 令 甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 七

告 示

(循環型社会推進課) 七

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(五件) (障害福祉課) 一〇

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (食産業振興課) 一〇

○認証食品の認証 (畜産課) 一〇

○平成二十六年ブルセラ病及び結核病の検査の実施 (同) 一〇

○平成二十六年アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同) 一一

○平成二十六年伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同) 一一

○平成二十六年豚コレラの検査の実施 (同) 一一

○平成二十六年オースキー病の検査の実施 (同) 一二

○平成二十六年高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同) 一二

○平成二十六年家きんサルモネラ感染症の検査の実施 (同) 一二

○平成二十六年馬伝染病貧血の検査の実施 (同) 一三

○平成二十六年牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施 (同) 一三

○平成二十六年腐蝕病の検査の実施 (同) 一三

○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 一四

○道路の区域変更(六件) (道路課) 一四

○道路の供用開始 (同) 一五

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 一五

○土砂災害警戒区域の指定 (同) 一六

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一七

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 一七

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 一七

○平成二十六年における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格 (契約課) 一八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 一九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 一九

公 告

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十四日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

規 則

○宮城県規則第九号
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「六人」を「四人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条に定める特殊の疾病による障害 継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける障害の程度として知事が別に定める程度

第二条の三に次の一号を加える。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に定める特殊の疾病による障害 第二条第四号に規定する程度

第三十一条第一項中「次に定めるところによる」を「次の各号のいずれかに該当することとする」に改め、同項各号を次のように改める。

一 使用者（同居者を含む。以下この号において同じ。）の収入が基準額以下であり、かつ、使用者が第二十五条各号のいずれかに該当する者であるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事が特別な理由があると認めたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

証紙規則の一部を改正する規則

証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同項の表中

百分の三・一五

百分の二・八三五

百分の二・七三

百分の二・六二五

百分の二・五二

を

百分の三・二四

百分の二・九一六

百分の二・八〇八

百分の二・七

百分の二・五九二

に改める。

第十四条の見出し中「備付」を「備付等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計管理者は、出納員又は現金取扱員の保管に属する証紙の出納状況について、定期に又は必要に応じて、その指定する職員に確認させることができる。

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第4号 (第8条関係)

宮城県会計管理者 殿		年 月 日		
出納員 (現金取扱員) 又は売りさばき人 住所 (所属) 職氏名		印		
証紙交付請求書				
下記のとおり証紙の交付を請求します。				
券種類	区分	請求枚数	金額	備考
円券	円券	枚	円	
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
計				
上記のとおり受領しました。				
年 月 日				
出納員 (現金取扱員) 又は売りさばき人 住所 (所属) 職氏名				印

様式第5号 (第8条関係)

宮城県会計管理者 殿		交付番号 第 年 月 日		
証紙送付書		印		
交付請求のあった証紙を下記のとおり送付します。				
券種類	区分	送付枚数	金額	備考
円券	円券	枚	円	
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
	円券			
計				
上記のとおり現品受領の上証紙出納簿に登記済				
年 月 日				
受入命令 印				印
担当者				

様式第5号の2 (第9条関係)

宮城県会計管理者

殿
売りさばき人
住所
氏名

年 月 日

証紙買受申請 (受領) 書

Ⓜ

下記のとおり証紙を買い受けたいので申請します。

区分	買受枚数	金額	備考
券種類			
円券	枚	円	
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
計			

上記のとおり受領しました。
年 月 日

売りさばき人
住所
氏名

Ⓜ

様式第5号の3 (第11条関係)

証紙売りさばき手数料請求書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、証紙規則第11条の規定による。
内 訳

区分	買受枚数	金額	手数料の額	備考
券種類				
円券	枚	円		
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
円券				
計				

上記のとおり請求します。
年 月 日

売りさばき人
住所
氏名

宮城県知事 殿

Ⓜ

様式第6号 (第13条関係)

年 月 日

宮城県会計管理者 殿

出納員 (現金取扱員) 又は何々銀行

証券売りさばき高報告書 (月分)

㊦

券種類	区分		繰越高		受高		売りさばき高		残高	
	枚数	金額 円	枚数	金額 円	枚数	金額 円	枚数	金額 円	枚数	金額 円
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
円券										
計										

様式第七号の三及び様式第七号の三の二を次のように改める。

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名
電話



証紙返還申請書

証紙規則第15条の規定により現金を還付されるよう申請します。

区分	枚数	金額	備考
券種類			
円券	枚	円	
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
円券			
計			

支払方法 1 口座振替 2 隔地払

銀行 支店 当座・普通

口座番号

口座名義人

口座名義人ヨミガナ

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名

証紙交換申請(受領)書

証紙規則第15条の規定により証紙を交換されるよう申請します。

記

交換する証紙 受領した証紙

区分	枚数	金額	区分	枚数	金額
券種類			券種類		
円券	枚	円	円券	枚	円
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
円券			円券		
計			計		

上記のとおり受領しました。

年 月 日 氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の証紙規則第十一条第一項の規定は、平成二十六年四月一日以後の証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同年三月三十一日までの証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第五号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県石油コンビナート等防災本部の項中

総務部秘書課長
総務部広報課長

を

「総務部広報課長
総務部危機対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月二十四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県塩竈市貞山通二丁目二番六号

3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年二月二十八日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年五月九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第二百九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の

規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県塩竈市貞山通二丁目二番六号

3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年二月二十八日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年五月九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定によ

り産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県塩竈市貞山通二丁目二番六号

3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

六 申請年月日

平成二十六年二月二十八日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年五月九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百一十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社イーストコア
- 2 所在地 宮城県塩竈市貞山通一丁目二番六号
- 3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

六 申請年月日

平成二十六年二月二十八日

七 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- 2 縦覧期間 平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十六年五月九日

- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百一十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社イーストコア
- 2 所在地 宮城県塩竈市貞山通一丁目二番六号
- 3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くずの破碎施設

六 申請年月日

平成二十六年二月二十八日

七 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- 2 縦覧期間 平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで（午前八時三十分

ら午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年五月九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第二百十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇七〇〇三七二一	アバンツァーレスポーツ 名取市高館吉田字前 沖七十五一十八	放課後等デイサービス	株式会社ゼンシン	平成二十六年 四月一日

○宮城県告示第二百十四号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
二二〇十	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 代表取締役 奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八 剣二十番地

二 認証年月日

平成二十六年三月十三日

○宮城県告示第二百十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、丸森町、山元町、利府町、大衡村、加美町、栗原市(田瀬峰町の区域)、気仙沼市、登米市(旧豊里町の区域)及び東松島市で飼育しているもの(生後二十四月未満のものを除く。)

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後二十四月未満のものを除く。)

4 共同牧野等に放牧する牛

5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、丸森町、山元町、利府町、大衡村、加美町、栗原市（旧瀬峰町の区域）、気仙沼市、登米市（旧豊里町の区域）及び東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町の区域）、美里町、栗原市（旧栗駒町及び旧鷲沢町の区域）、登米市（旧迫町の区域）及び石巻市（旧北上町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）
- 5 共同牧野等に放牧する牛
- 6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法
○宮城県告示第二百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法
○宮城県告示第二百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オーエスキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の家きん（飼養羽数が百羽以上（だちようは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十三年十月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日
 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
 血清学的検査

○宮城県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域
 県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域
 県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

- 1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜
- 2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第八百八十号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域
 県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
 四 実施の期日
 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 五 検査の方法
 臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十六年三月二十四日

一 処分を行った地区の名称
 土手外地区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 処分の年月日

平成二十六年三月十四日

○宮城県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 丸森柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
角田市鳩原字瀬ノ木橋九四番四地先から 同市鳩原字瀬ノ木橋九六番一二地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	一九・八 二九・七	一四四・四	一四四・四
後	一〇・五 一九・九	一四四・四	一四四・四

○宮城県告示第二百二十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 鹿島台高清水線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
遠田郡美里町北浦字舟入一番地先から 同郡同町北浦字船入二番五四地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	八・五 一二・〇	二七九・一	二七九・一
後	一〇・〇 二五・〇	二七九・一	二七九・一

○宮城県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
栗原市築館字照越町田一〇四番二地先から 同市築館字照越古屋敷六五番二地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	一三・二 三七・六	七〇六・九	七〇六・九
後	一〇・八 二九・七	七〇六・九	七〇六・九

○宮城県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		一一・五	五二・〇	三、四九七・八

○宮城県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 稲井沢田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		一六・五	三三二・〇	三七一・〇

○宮城県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		七・三	一一二・二	一一三・六

○宮城県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台高清水線	遠田郡美里町北浦字舟入一番地先から同郡同町北浦字船入二番五四地先まで	平成二十六年三月二十四日

○宮城県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白坂の2	白坂の1	温湯沢2	温湯沢	程野沢2	程野沢1	北沢大沢	長湯沢2	関沢	鹿沢3	鹿沢	鹿沢2	根岸沢	根岸沢	根岸沢	上宮野白坂	上宮野白坂	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栗原市築館上宮野白坂(次の図のとおり)	栗原市築館上宮野白坂(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢程野裏(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢程野裏(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢大沢(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉東貴船(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字下荒屋敷前(次の図のとおり)	栗原市若柳武鎗鹿ノ沢(次の図のとおり)	栗原市若柳武鎗鹿ノ沢(次の図のとおり)	栗原市若柳武鎗町館(次の図のとおり)	栗原市築館富下熊川(次の図のとおり)	栗原市築館富下熊川(次の図のとおり)	栗原市築館富下熊川(次の図のとおり)	栗原市築館上宮野白坂(次の図のとおり)	栗原市築館上宮野白坂(次の図のとおり)	区域の所在地
建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事項 次の図のとおり																	
縦覧場所 宮城県土木部防犯課及び宮城防犯事務所 栗原地域事務所																	

前沢	下町	蔵下	温湯の4	程野の3	程野の2	下荒屋敷前	山下	高田	温湯の2	温湯の1	富ノ原	程野	かけの2	かけ	根岸の2	根岸の1	秋山
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市大和町小野字前沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉岡字下町(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉岡字蔵下(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢程野(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢程野(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字下荒屋敷前(次の図のとおり)	栗原市花山本沢鯨ヶ森(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉ヶ森(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山本沢富ノ原(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢荒神前(次の図のとおり)	栗原市若柳上畑岡かけ(次の図のとおり)	栗原市若柳上畑岡夷穴(次の図のとおり)	栗原市築館富下熊川(次の図のとおり)	栗原市築館富下熊川(次の図のとおり)	栗原市築館上宮野秋山(次の図のとおり)
「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。 ○宮城県告示第百三十五号																	
次の図のとおり 宮城県土木部防犯課及び宮城防犯事務所																	

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
町館の2	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳武館町館（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
武館	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳武館童子ヶ森（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百三十六号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道
- 2 名称 石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

九・七・一号 海岸公園

三 事業施行期間

「昭和五十五年十月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」を「昭和五十五年十月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 取用の部分 変更なし。
- 2 使用の部分 変更なし。

○宮城県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

巨理町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類 巨理都市計画下水道事業
- 2 名称 巨理町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年二月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 取用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

○宮城県告示第百三十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画下水道事業

2 名称

山元町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月三十日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二年一月三十日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項の規定により、平成二十六年に宮城県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、資格要件を満たさず者で特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者は、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当する者でないこと。

(一) 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第三項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による、同法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
土木一式工事	八五〇点以上
建築一式工事	九〇〇点以上
鋼構造物工事（鋼橋上部工事）	一〇〇〇点以上

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のもののうち、直近の総合評定通知書の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

ただし、宮城県の休日等を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条に規定する日（以下「休日」という。）を除く。

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請用紙（宮城県指定様式）の配布期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者に係る入札への参加資格を承認し、建設

工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登載する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から平成二十七年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

平成二十七年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書

類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二一三三三五）

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション

ョン保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台

市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年三月十一日

四 落札者の名称及び所在地 e-city.a5. 共通基盤システムサポート企業連合 仙台市青葉区一番町二

丁目三番二十二号

五 落札金額 五千三百九十一万三千六百円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年一月二十八日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百九十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十六年四月二十二日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百キロリットル 平成二十六年五月

二百キロリットル 平成二十六年七月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ平成二十六年三月二十六日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二一二一一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十六年四月三日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月三日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十六年四月七日午前九時から平成二十六年四月十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十六年四月十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十六年四月十四日午前十時 高校教育課内（宮城県庁行政舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 190 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : April 22, 2014
- 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : April 11, 2014, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621